

(出産に伴う社会保険料免除について)

智子さんの場合



免除の概要

産前産後休業と育児休業期間は、会社が年金事務所等へ届け出ることにより、本人・会社負担の社会保険料が免除になります。

免除とは

健康保険料・介護保険料・厚生年金保険料を実際に負担しなくても保険料を払ったものとして取り扱います。休業中に賞与の支払いがあった場合も免除になります。

免除の効果

年金については、保険料を払ったものとして年金額が計算されます。

免除の手続き

従業員から各休業の申し出を受けた会社が年金事務所等へ免除の届け出を行います。

智子さんの会社

原則の育児休業制度の会社なので、育児休業は1歳まで。保育園に入れない場合は、1歳6ヶ月まで延長可能。

2017年10月から

保育園に入れない場合は、2歳まで育児休業を延長できるようになりました。対象は、子どもの誕生日が2016年3月31日以降の場合です。なお、社会保険料には、従来から3歳までの免除制度があります。

雇用保険の育児休業中の支援制度

雇用保険の加入者には、一定要件を満たすと、2カ月ごとに育児休業給付金が支給されます。支給される期間は最も1歳6ヶ月まででしたが、今回の改正による2歳までの延長によって、給付金の支給期間も延長されました。

休業開始から180日目までの育児休業給付金の金額は、休業前の給与(通勤手当を含む支給額)の67%、181日目からは50%です。詳しくはハローワーク等へお問い合わせください。



2歳までの育児休業料は？

2017年10月から、保育園に入れない場合は2歳まで育児休業を延長できるようになりました。延長した育児休業期間の社会保険料はどうなるのでしょうか。

横山玲子
(よこやまれいこ)
社会保険労務士
横山玲子社会保険労務士事務所代表。
横山玲子社会保険労務士事務所ホームページ
<http://www.r-yokoyama-office.jp/>
Twitterアカウント @mayokor